

法人 春日部

第 155 号
(平成25年7月号)



公益社団法人 春日部法人会

〒344-0062 春日部市柏壁東1-20-28 春日部市商工振興センター3階
TEL.048(761)3551 FAX.048(752)8244

ホームページ

春日部法人会

検索

<http://www17.ocn.ne.jp/~kasuhou/>

みんなで回覧しましょう。



(提供 久喜市)

〔わが町〕

菖蒲

本多静六 記念館

2013年4月、生涯学習文化センターにあった展示室が移転し、久喜市菖蒲総合支所5階にリニューアルオープン。久喜市出身の林学博士、本多静六先生に関するゆかりの品や業績を展示。自筆の教科書、ノート、手紙などの展示のほか、設計に携わった日比谷公園の模型や国内各地の公園の設計書や愛用の品々なども展示。

林学者としての業績としては、青森県野辺地町にある鉄道防雪林の模型をはじめ、公務で出張した海外の滞在先からの絵葉書、林学関係の著作など、数々の貴重な資料を展示しています。情報コーナーには、本多静六が設計した公園に関するデータや菖蒲地区の文化財等の情報を検索できるシステムがあります。

◆本多静六は、江戸末期の慶応2年(1866)7月、現在の久喜市菖蒲町河原井に生まれました。幼くして父を亡くし、苦学したのち本多家の婿養子になります。大学卒業後はドイツに留学し、ミュンヘン大学で国家経済学博士の学位を、また明治32年(1899)には日本で最初の林学博士の学位を取得し、日本の造林学、造園学の基礎を築きました。さらに専門を活かし、日本各地の公園設計や地域発展策にも携わります。また、生涯に19回にも及ぶ海外視察をとし、国内に新知識や新技術を持ち込み、日本経済の近代化にも貢献しました。

久喜市菖蒲町新堀38 久喜菖蒲総合支所5階

入館料：無料

開館時間：9:00～17:00

土曜・祝日と年末年始休館

【お問合せ】久喜菖蒲総合支所 総務管理課

TEL.0480-85-1111(代表)



CONTENTS

税務署だより	2～5
公開講演会・総会	6～9
青年部会の集い	10
女性部会の集い	10
第24回 県連総会	11
新設法人説明会開催	11
法人会の税制改正に関する提言の 主な実現事項	12～13
県税のお知らせ	14
e-Tax 代理送信	14
決算期別税務講習会の開催	15
想うがまま	15
第1回 定期総会報告書	16～21
税の作文 受賞作	22
税の作文募集	23
支部だより	24～25
読物 天然ウナギの謎を解明	26
厚生委員会だより	27

税 務 署 だ よ り

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の 印紙税の軽減措置の延長及び拡充等

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法及び租税特別措置法の一部が以下のとおり改正されました。

I 「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置の延長及び拡充

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」については、平成25年4月1日から平成30年3月31日までに作成されるものについて、印紙税の軽減措置が適用されます。

また、平成26年4月1日以降作成される契約書については、印紙税の軽減措置が拡充されることとなりました。

※ これまでは、平成9年4月1日から平成25年3月31日までに作成されるこれらの契約書について軽減措置の対象とされていません。

1 軽減措置の概要

軽減措置の対象となる契約書は、「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」のうち、以下のものです。

契約書作成年月日	契約書	記載された契約金額
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	不動産譲渡契約書 建設工事請負契約書	1千万円を超えるもの
平成26年4月1日～ 平成30年3月31日	不動産譲渡契約書 建設工事請負契約書	10万円を超えるもの 100万円を超えるもの

(注) 契約金額が上記の金額以下のものは、軽減措置の対象となりません。

不動産の譲渡契約及び建設工事の請負契約の成立を証明するために作成するものであれば、その文書の名称は問わず、また、土地・建物の売買や建設請負の当初に作成される契約書のほか、売買金額の変更や請負内容の追加等の際に作成される変更契約書や補充契約書等についても軽減措置の対象となります。

2 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に作成される契約書の税率

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に作成される不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書に係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第1号及び第2号の規定に関わらず、下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、「軽減後の税率」欄の金額となります。

契約金額		本則税率	軽減後の税率	参考(軽減額)
1千万円超	5千万円以下	2万円	1万5千円	5千円 (25%軽減)
5千万円超	1億円以下	6万円	4万5千円	1万5千円 (25%軽減)
1億円超	5億円以下	10万円	8万円	2万円 (20%軽減)
5億円超	10億円以下	20万円	18万円	2万円 (10%軽減)
10億円超	50億円以下	40万円	36万円	4万円 (10%軽減)
50億円超		60万円	54万円	6万円 (10%軽減)

3 平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される契約書の税率

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書に係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第1号及び第2号の規定に関わらず、下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、「軽減後の税率」欄の金額となります。

契約金額		本則税率	軽減後の税率	参考(軽減額)
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書			
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円	200円 (50%軽減)
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1千円	500円	500円 (50%軽減)
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2千円	1千円	1千円 (50%軽減)
500万円超	1千万円以下	1万円	5千円	5千円 (50%軽減)
1千万円超	5千万円以下	2万円	1万円	1万円 (50%軽減)
5千万円超	1億円以下	6万円	3万円	3万円 (50%軽減)
1億円超	5億円以下	10万円	6万円	4万円 (40%軽減)
5億円超	10億円以下	20万円	16万円	4万円 (20%軽減)
10億円超	50億円以下	40万円	32万円	8万円 (20%軽減)
50億円超		60万円	48万円	12万円 (20%軽減)

4 軽減措置の対象となる「不動産譲渡契約書」の範囲

軽減措置の対象となる「不動産譲渡契約書」とは、印紙税法別表第一第1号の物件名の欄1に掲げる「不動産の譲渡に関する契約書」をいいます。

なお、不動産の譲渡に関する契約と同号に掲げる他の契約が併記された契約書も軽減措置の対象となります。

(例) 建物の譲渡(契約金額4,000万円)と定期借地権の譲渡(契約金額2,000万円)に関する事項が記載された契約書

- この契約書に記載された契約金額は6,000万円(建物の契約金額4,000万円+定期借地権の契約金額2,000万円)ですから、印紙税額は4万5千円(平成26年4月1日以降に作成した場合は3万円)となります。

5 軽減措置の対象となる「建設工事請負契約書」の範囲

軽減措置の対象となる「建設工事請負契約書」とは、印紙税法別表第一第2号に掲げる「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものをいいます。

なお、建設工事の請負に係る契約に基づき作成される契約書であれば、その契約書に建設工事以外の請負に係る事項が併記されていても軽減措置の対象となります。

(例) 建物建設工事の請負(契約金額5,000万円)と建物設計の請負(契約金額100万円)に関する事項が記載された契約書

- この契約書に記載された契約金額は5,100万円(建物建設工事の契約金額5,000万円+設計の請負金額100万円)ですから、印紙税額は4万5千円(平成26年4月1日以降に作成した場合は3万円)となります。

《注》建設工事とは、建設業法第2条に規定する土木建築に関する工事の全般をいいます。

したがって、建設工事に該当しない、建物の設計、建設機械等の保守、船舶の建造又は家具・機械等の製作若しくは修理等のみを定める請負契約書は、軽減措置の対象とはなりません。

II 「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

○ 「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券の引渡しを受けた者が、その受領事実を証明するために作成し、その引渡者に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらに、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

【収入印紙を誤って貼ったときは】

印紙税として定められた金額を超えた収入印紙を文書に貼ってしまった場合や印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより、印紙税の還付を受けることができます。

「領収証」等のように取引の相手方に交付する文書の場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を確認する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。

【消費税及び地方消費税の金額が区分記載されている場合の契約書、領収証】

消費税及び地方消費税の金額（以下「消費税額等」といいます。）が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることによりその取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、「建物売買契約書」などの第1号文書、「工事請負契約書」などの第2号文書、「領収証」などの第17号文書について、その消費税額等の金額は記載金額に含めないこととされています。

【分からないときは】

軽減措置の対象となる契約書に該当するかどうか、税額がいくらになるか、また、還付を受けるための手続など、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署（電話相談センター）へお尋ねください。

※ 国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。税に関する質問についてはタックス・アンサー（よくある税の質問）もご利用ください。

【 国税庁ホームページ www.nta.go.jp 】

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

【 e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが! 】

平成24年分は最高3,000円の税額控除

添付書類の提出省略

還付がスピーディ



法人会

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索



第1回 公益社団法人春日部法人会 定期総会

平成25年5月29日(水)
於:春日部市民文化会館

公開講演会

PM2:00~3:30 於:春日部市民文化会館 小ホール

当面する国際情勢と日本の課題



講師 拓殖大学大学院教授・前防衛大臣
もり もと さとし
森本 敏氏



花の苗配布



挨拶 長野研修委員



司会 夢川研修委員

第一部 総会

PM3:45~

4月1日公益社団法人としてスタートして第1回目の定期総会である。伴副会長が司会を務め、岩崎副会長の開会により、春日部税務署長他、多数の友誼団体よりのご来賓をお迎えして行われた。

定員数の確認後、野原会長の挨拶、議長就任と続き、下記の3つの議案が審議され、全議案とも可決された。

さらに5月13日理事会の承認事項3つが報告された。

【議 事】

第1号議案 平成24年度収支決算報告承認に関する件
会計監査報告

第2号議案 役員選任(案)承認に関する件

第3号議案 役員報酬規程の変更について

【報告事項】

理事会承認事項

平成24年度事業報告

平成25年度事業計画

平成25年度収支予算

議事報告事項を終了後、約10分間の休憩をとり、その間に新理事・監事による臨時理事会を開催し正副会長を選任した。

野原会長が再任され11名の副会長による新執行部がス



司会(伴副会長)

タートした。(新理事・正副会長後述)その後表彰式、来賓祝辞、紹介、山崎副会長の閉会により総会は無事終了した。

公益社団法人春日部法人会 会長・副会長

会 長	野原 宏	野原種苗 株式会社
副会長	山崎 哲男	株式会社 明治住設
同	河津 顕修	宗教法人 浄源寺
同	鯨岡 文夫	鯨岡設計 株式会社
同	大隈 春雄	丸金 株式会社
同	関永 一徳	有限会社 関永測量事務所
同	井上 堅一	株式会社 井上工務店
同	平澤 道男	有限会社 平澤商店
同	遠藤 勝三	協立運輸 株式会社
同	白石 一郎	株式会社 白石建設
同	栗田 政明	株式会社 共同設計社
同	菊池 隆喜	有限会社 菊池建設

第二部 懇親会

鯨岡副会長の司会で、会長挨拶、海老原春日部商工会議所会頭の乾杯により、盛大に行われた。



公益法人認定書受領

平成25年3月25日



挨拶 野原会長



開会 岩崎副会長



閉会 山崎副会長



春日部税務署 大吉署長



県税事務所 橋本所長



春日部市 石川市長



春日部税務署長感謝状 杉戸 矢島支部長



退任役員感謝状 岩崎副会長



会員増強表彰 埼玉りそな銀行 春日部支店



来賓席



執行部席



懇親会 乾杯 春日部商工会議所 海老原会頭

表彰受表彰者名簿

■ 春日部税務署長納税表彰(平成24年11月12日受彰)

山崎 俊雄 様	株式会社 ヤマコー	(蓮 田)
富田 穰 様	有限会社 ケーエス商会	(蓮 田)
秋庭 秀康 様	有限会社 アキバ宅建	(栗 橋)

■ 公益財団法人全国法人会総連合功労者表彰(単位会関係)

鯨岡 文夫 様	鯨岡設計 株式会社	(蓮 田)
田中 潤一 様	DECOSIGN東美 株式会社	(春日部)

■ 社団法人埼玉県法人会連合会功労者表彰(単位会関係)

関永 一徳 様	有限会社 関永測量事務所	(宮 代)
矢島 紀一 様	株式会社 矢島商店	(杉 戸)
藤堂 昇 様	株式会社 薬 師	(岩 槻)
塩崎 徹 様	株式会社 塩崎テクノブレイン	(久 喜)
山田 孝夫 様	株式会社 リカーショップ騎西屋	(白 岡)
番場 篤 様	有限会社 大和興業	(栗 橋)
大島 勲 様	ハギワラ 株式会社	(蓮 田)
関根 正男 様	関根ハウジング 株式会社	(庄 和)

春日部税務署長感謝状

矢島 紀一 様	株式会社 矢島商店	(杉 戸)
中村 長利 様	株式会社 中村印刷	(菫 蒲)
松岡 康隆 様	公益社団法人春日部法人会	

功労者表彰

田中 昌夫 様	株式会社 東 洋	(杉 戸)
---------	----------	-------

退任役員感謝状

岩崎 兵吉 様	岩崎工業 株式会社	(蓮 田)
伴 光治 様	光和衣料 株式会社	(菫 蒲)
矢島 紀一 様	株式会社 矢島商店	(杉 戸)
堂坂 信行 様	株式会社 堂坂機械製作所	(庄 和)
田中 潤一 様	DECOSIGN東美 株式会社	(春日部)
早川 芳夫 様	有限会社 早川工業所	(春日部)
菊地 雅博 様	有限会社 東武自動車工業所	(春日部)
福島 貞夫 様	有限会社 福島製作所	(春日部)

清水 真澄 様	第三交通 株式会社	(岩 槻)
松永 大祐 様	株式会社 松永建設	(岩 槻)
大島 勲 様	ハギワラ 株式会社	(蓮 田)
石岡 紀子 様	株式会社 財産アシスト	(白 岡)
大熊 昭祐 様	株式会社埼玉原種育成会	(菫 蒲)
中村 長利 様	株式会社 中村印刷	(菫 蒲)
遠藤 長俊 様	トーエイ物流 株式会社	(菫 蒲)
崎浜 秀世 様	有限会社 ワコーハウス	(鷺 宮)
染谷 知英 様	有限会社 染谷ハウジング	(庄 和)

会員増強による表彰

1.公益社団法人春日部法人会会長表彰状

増強目標達成支部(達成率順)

蓮田支部・久喜支部・幸手支部・杉戸支部
岩槻支部・栗橋支部

2.公益社団法人春日部法人会会長感謝状

(1)功績顕著な支援団体

関東信越税理士会 春日部支部 様

大同生命保険株式会社埼玉支社春日部営業所 様
 AIU損害保険株式会社 埼玉支店 様
 アメリカンファミリー生命保険会社埼玉総合支社 様
 金融機関等

株式会社埼玉りそな銀行 春日部支店 様
 株式会社埼玉りそな銀行 久喜支店 様
 株式会社埼玉りそな銀行 蓮田支店 様
 埼玉縣信用金庫 岩槻支店 様
 埼玉縣信用金庫 春日部支店 様
 埼玉縣信用金庫 東岩槻支店 様
 株式会社武蔵野銀行 岩槻支店 様
 株式会社武蔵野銀行 久喜支店 様
 株式会社埼玉りそな銀行 岩槻支店 様

(2) 功績顕著な加入協力者

時澤 やよひ 様 大同生命保険株式会社埼玉支社春日部営業所
 木村 泰江 様 同上

(3) 5年連続5社以上獲得協力者(個人)

時澤 やよひ 様 大同生命保険株式会社埼玉支社春日部営業所

3. 公益社団法人春日部法人会会長表彰状

特別賞 栗橋支部

法人会活性化貢献表彰

公益社団法人春日部法人会会長感謝状

1. 支部(会費収納率100%達成)

栗橋支部

2. 活性化協力者

佐藤 松夫 様	株式会社 サトウ楽器	(春日部)
菊地 雅博 様	有限会社 東武自動車工業所	(春日部)
伊藤 袈裟男 様	有限会社 伊藤運輸	(岩槻)
須賀 亨 様	有限会社 岩槻整型	(岩槻)
横山 健次 様	有限会社 ハウスクリエイト	(久喜)
齋藤 薫 様	医療法人 斎藤医院	(久喜)
染谷 三男 様	有限会社 染谷製作所	(蓮田)
中田 博三 様	中田商会 株式会社	(幸手)
真中 章 様	有限会社 セントラルホーム	(宮代)
明野 真久 様	昭和タクシー 有限会社	(白岡)
瀬田 博文 様	有限会社 瀬田花屋	(菫蒲)
金田 晴夫 様	有限会社 金田	(栗橋)
松本 元美 様	株式会社 東陽サービス	(鷲宮)
菅原 千晶 様(故)	株式会社 スガワラ工業	(杉戸)
青木 栄 様	有限会社 青木自動車	(庄和)

福利厚生制度推進功績表彰

公益社団法人春日部法人会会長感謝状

1. 推進目標達成支部(達成率順)

【保障金額達成支部】

岩槻支部・蓮田支部・幸手支部・杉戸支部・庄和支部

【新規企業数達成支部】

春日部支部・岩槻支部・久喜支部・蓮田支部・宮代支部
 白岡支部・栗橋支部・鷲宮支部・杉戸支部・庄和支部

【取扱企業数達成支部】

春日部支部・岩槻支部・幸手支部・宮代支部・白岡支部
 菫蒲支部・栗橋支部・鷲宮支部・杉戸支部・庄和支部

2. 推進協力者及び推進貢献者

岡安 正一 様	株式会社 岡安不動産	(菫蒲)
新井 武 様	新井工業 株式会社	(杉戸)
長谷川 太郎 様	三笠産業株式会社 春日部工場	(春日部)
浜田 健一 様	株式会社 浜田商店	(幸手)
増川 準次 様	株式会社 ますかわ電気	(久喜)
宇津城 信代 様	株式会社 シンコーハウス	(久喜)
秋庭 秀康 様	有限会社 アキバ宅建	(栗橋)
菅原 千晶 様(故)	株式会社 スガワラ工業	(杉戸)
藤堂 昇 様	株式会社 薬師	(岩槻)
岩崎 兵吉 様	岩崎工業 株式会社	(蓮田)
若木 和明 様	株式会社 スギデン	(杉戸)
関口 勉 様	関口産業 株式会社	(白岡)
矢島 紀一 様	株式会社 矢島商店	(杉戸)
竹内 光男 様	竹内電気 株式会社	(岩槻)
秋場 清 様	秋場不動産 株式会社	(宮代)
小宮 康弘 様	株式会社 三和商会	(岩槻)

3. 優秀推進員

保険金額

竹内 美紀 様	大同生命保険株式会社埼玉支社春日部営業所
藤田 恵子 様	同上
坂西 裕子 様	同上
時澤 やよひ 様	同上
西村 しず子 様	同上



青年部会の集い

平成25年6月14日(金)午後4時～
於:春日部市商工振興センター

青年部会の集い

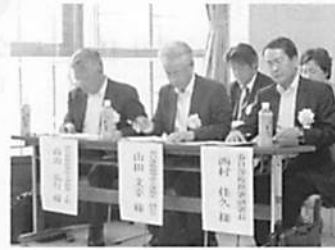
春日部税務署より西村副署長、山田第一統括官、高山上席調査官さらに大同生命山田春日部営業所長・野原会長をお迎えして下記の通りの活動が報告された。

協議事項

役員の改選について、部会長に吉田茂氏が再任された

活動報告

- ①平成24年度事業報告及び決算報告について
／会計監査報告
- ②平成25年度事業計画及び予算について



来賓席



春日部税務署 西村副署長



部会長挨拶 吉田部会長



退任役員 感謝状贈呈

女性部会の集い

平成25年5月16日(木)午後3時～
於:春日部市民文化会館

公開講演会

春日部税務署大吉署長様に「税務雑話」との演題で記念講演をお願いした。

女性会の集い

春日部税務署より大吉署長、西村副署長、山田第一統括官、高山上席調査官、さらに大同生命埼玉支社山田春日部営業所長・野原会長・青年部会吉田部会長をお迎えして下記の通り開催し、下記の通りの活動が報告された。

活動報告

- ①平成24年度事業報告及び決算報告
について／会計監査報告
- ②平成25年度事業計画及び予算について
- ③役員改選について、部会長に宇津城佳代氏が再任された。



公開講演会 講師 春日部税務署 大吉署長「税務雑話」



来賓席



執行部席



公開講演会及女性部会の集い
開会 岩谷副部会長



部会長挨拶 宇津城部会長



新任役員



退任役員感謝状贈呈 代表 関副部会長



春日部税務署 大吉署長



野原会長

社団法人埼玉県法人会連合会 第24回通常総会

平成25年6月4日(火)
於：パレスホテル大宮

第24回埼玉県連通常総会が開催され、春日部法人会からは、野原会長他計14名の方々が出席致しました。



第一部 総会

開会の辞
来賓紹介
会長挨拶
議事録署名人の選任
議事

第1号議案 平成24年度事業報告並びに収支決算報告

第2号議案 平成25年度事業計画(案)
並びに収支予算(案)

第3号議案 任期満了に伴う役員選任(案)
上記議案全てが満場一致で可決されました。

表彰式

1. 全国法人会総連合功労者表彰伝達
2. 埼玉県法人会連合会功労者表彰
3. 退任副会長感謝状贈呈
4. 会員増強表彰および感謝状贈呈
5. e-Tax役員利用率表彰
6. 法人会アンケート調査システム登録率表彰

来賓祝辞
祝電披露
閉会の辞

第二部 記念講演会

演題「経営革新とリーダーシップ」

講師 酒巻 久氏

～高収益を実現する
体質改善と構造改革～

講師:キャノン電子株式会社
代表取締役社長 酒巻 久氏



春日部法人会関係受表彰者

公益財団法人全国法人会総連合功労者表彰(単位会関係)

鯨岡 文夫様 鯨岡設計 株式会社 ……………(蓮 田)
田中 潤一様 DECOSIGN東美 株式会社 ……………(春日部)

社団法人埼玉県法人会連合会功労者表彰(単位会関係)

関永 一徳様 有限会社 関永測量事務所 ……………(宮 代)
矢島 紀一様 株式会社 矢島商店 ……………(杉 戸)
藤堂 昇様 株式会社 薬師 ……………(岩 槻)
塩崎 徹様 株式会社 塩崎テクノブレイン ……………(久 喜)
山田 孝夫様 株式会社 リカーショップ騎西屋 ……………(白 岡)
番場 篤様 有限会社 大和興業 ……………(栗 橋)
大島 勲様 ハギワラ 株式会社 ……………(蓮 田)
関根 正男様 関根ハウジング 株式会社 ……………(庄 和)

「役員1人1社紹介運動」表彰

- 役員紹介成約件数 単位会表彰
- ①年間目標100%以上達成…………… 春日部(190.0%)
- ②特別表彰 目標達成率上位3単位会… 第1位 春日部(190.0%)

「e-Tax役員利用率」表彰

- 利用率78.9%以上の単位会…………… 第3位 春日部(5.8%)

当春日部法人会は福利厚生事業表彰における「役員1人1社紹介運動」表彰の成約件数単位会表彰で第1位、e-Tax役員利用率表彰でも第3位の表彰を受けた。



福利厚生制度表彰 三部門で第1位

新設法人説明会開催

平成24年3月27日(水)午後 春日部市民文化会館

平成24年3月28日(木)午後 久喜総合文化会館

平成24年7月～平成24年12月に設立された法人を対象に、法人税・消費税・源泉所得税他について説明会を開催した。

法人会で作成したテキスト「新設法人のための会社の税金ガイドブック」を使い、講師は関東信越税理士会春日部支部の先生方をお願いした。



吉田剛先生(春日部会場にて)



渡辺昭二先生(久喜会場にて)



春日部税務署 高山上席調査官(久喜会場にて)

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成25年度税制改正では、「成長と富の創出」の実現に向けた税制上の措置が講じられるとともに、「社会保障と税の一体改革」を着実に実施するため、所得税、資産税についても所要の措置が講じられます。

法人会では、「平成25年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、政府・政党・地方自治体に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、事業承継税制、交際費課税をはじめ、法人会の要望事項が広く改正に盛り込まれ、以下のとおり実現（または一部実現）する運びとなりました。

《 法人課税 》

1. 交際費課税

法人会提言

交際費課税の見直し

- 損金不算入割合10%の撤廃

改正事項

中小法人の交際費課税の特例を拡充し、定額控除限度額を600万円から800万円に引き上げるとともに、10%の損金不算入措置が廃止されます。

2. 民間投資の喚起と雇用・所得の拡大

法人会提言

経済活性化と中小企業対策

- 企業が将来に向けて活力を維持し、雇用確保などの社会的責任を果たすことができるような環境整備が必要であり、特に地域経済を担う中小企業の活性化に資する税制措置はかかせない。

改正事項

- ①国内の生産等設備投資額を一定以上増加させた場合にその生産等設備を構成する機械装置の取得価額の30%の特別償却又は3%の税額控除ができる制度が創設されます。
- ②環境関連投資促進税制について、その適用期限を2年延長するとともに、即時償却の対象資産にコージェネレーション設備が追加されます。
- ③研究開発税制の総額型の控除上限額を法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、特別試験研究費の範囲に一定の共同研究等が追加されます。
- ④労働分配（給与等支給）を一定以上増加させた場合、その増加額の10%の税額控除を可能とする所得拡大促進税制が創設されます。
- ⑤雇用促進税制を拡充し、税額控除額が増加雇用者数一人当たり20万円から40万円に引上げられます。

- ⑥商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等が経営改善に向けた設備投資を行う場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度が創設されます。

《 資産課税 》

1. 贈与税

法人会提言

贈与税

- 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべき
- 個人資産の世代間移転の促進
- 相続時精算課税制度の拡充

改正事項

- ①贈与税の税率構造について、最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造が緩和されます。（「参考」参照）
- ②相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を65歳以上から60歳以上に引き下げ、受贈者に20歳以上である孫を加える拡充措置が講じられます。
- ③子や孫に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税について、子・孫ごとに1,500万円まで（学校等以外の者に支払われる金銭については500万円を限度）を非課税とする措置が創設されます。

2. 事業承継税制

法人会提言

事業承継税制の拡充

- 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
- 親族外への事業承継に対する措置

改正事項

- ①経済産業大臣による事前確認制度が廃止されます。また、相続税等の申告書、継続届出書等に係る添付書類のうち、一定のものについて提出を要しないこととなります。

- ②雇用確保要件について、「8割以上を毎年維持」から、5年間における常時従業員数の「平均が8割以上」に緩和されます。
- ③贈与時において贈与者が認定会社の「役員でないこと」とする要件について、贈与時において当該会社の「代表権を有していない」ことに改められます。また、役員である贈与者が、認定会社から給与の支給等を受けた場合でも、納税猶予の取消事由に該当しないこととなります。
- ④一定の要件を満たす場合には、株券の発行をしなくても納税猶予制度の適用が認められることとなります。
- ⑤納税猶予税額の計算において、被相続人の債務及び葬式費用を相続税の課税価格から控除する場合には、非上場株式以外の財産の価額から控除されます。
- ⑥納税猶予税額の全部又は一部を納付する場合の利子税は、年2.1%（現行）から年0.9%に引き下げられます。また、経済産業大臣の認定期間（5年間）の経過後に納税猶予税額を納付する場合については、当該期間中の利子税は免除されることとなります。
- ⑦民事再生計画の認可決定等があった場合には、その時点における株式等の価額に基づき納税猶予額を再計算し、当該再計算後の納税猶予額について納税猶予を継続する特例が創設されます。
- ⑧後継者は先代経営者の親族であることとする要件が撤廃されます。

る場合の税額控除制度、及び設備投資を行う場合の即時償却や税額控除ができる制度について、新たに避難解除区域等に進出する法人にも同様の措置が適用されます。

- ②東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち、市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除等が1年延長されます。
- ③高台移転を更に推進するため、一定の要件を満たす防災集団移転促進事業で行われる土地の買取りに係る譲渡所得に対し、5,000万円の特別控除が創設されます。
- ④東日本大震災の被災者が新たに再建住宅を取得等する場合、住宅ローン減税の最大控除額を他の地域よりさらに抜本的にかさ上げし、600万円（現行360万円）に引き上げられます。

【参考】贈与税の税率構造の見直しについて

〈20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合〉

現 行		改正後	
200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%
300万円	15%	400万円	15%
400万円	20%	600万円	20%
600万円	30%	1,000万円	30%
1,000万円	40%	1,500万円	40%
—		3,000万円	45%
1,000万円超の金額	50%	4,500万円	50%
—		4,500万円超の金額	55%

〈上記以外の場合〉

現 行		改正後	
200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%
300万円	15%	300万円	15%
400万円	20%	400万円	20%
600万円	30%	600万円	30%
1,000万円	40%	1,000万円	40%
—		1,500万円	45%
1,000万円超の金額	50%	3,000万円	50%
—		3,000万円超の金額	55%

《 個人所得課税 》

1.金融税制

法人会 提言

金融所得一体課税

- 幅広い金融商品を対象にした金融一体課税の制度拡充

改正事項

金融所得課税の一体化が拡充（公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲の拡大等）されます。

《復興支援のための税制上の措置》

法人会 提言

震災復興

- 原発の対応を含めて、引き続き適切な支援措置を講じる。

改正事項

- ①避難解除区域等における避難対象雇用者等を雇用す



平成27年度、 個人住民税について給与支払者 (事業主)への特別徴収義務者の 指定を徹底します。



給与支払者(事業主)は、所得税の源泉徴収と同様に従業員に毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、市町村に納めなければなりません(特別徴収)。

埼玉県と県内全市町村は平成27年度、特別徴収未実施の事業主に対し特別徴収義務者として全県一斉で指定します。

特別徴収を行っていない事業主の方は、遅くとも平成27年度には特別徴収を行っていただくこととなりますので、早めの御準備をお願いします。

この取組については、県個人県民税対策課(048-830-2647)に、具体的な手続きについては、市町村個人住民税担当課にお問い合わせください。

税理士の代理送信による

電子申告(e-Tax)の利用のお願い

会員の皆様方には、是非ともe-Taxの利用を始めていただきますようお願い申し上げます。なお、e-Taxを利用して申告するには、貴社のパソコンから利用していただくこともできますが、「手順が面倒」、「パソコンが苦手」等とお考えの方もいらっしゃいます。

そこで!!

貴社の代わりに税理士先生が代理送信する方法がありますので、是非とも、法人税、消費税、源泉所得税や法定調書等の申告等の際には、貴社の顧問税理士先生に「e-Tax」での申告をお願いして頂きたいと存じます。

※「代理送信」とは、税理士が納税者に代わって電子申告すること。

税理士に代理送信を依頼すると?

- ◆納税者本人の住基カードなどの電子証明書を取得する必要がありません。
- ◆従来と同様に申告書作成に係る会社の手間はかかりません。
- ◆代理送信を依頼した手続以外の「納税証明書」の発行サービスなどは法人自身による手続が可能です。

お問合せ先 (公社)春日部法人会事務局 ☎048-761-3551

法人会の基本的指針

法人会は
よき経営者をめぐるもの団体として
会員の積極的な自己啓蒙を
納税意識の向上と
企業経営および社会の
健全な発展に貢献します

法人会のキャッチフレーズ
めざまし 企業の繁栄と社会の貢献(法人会)

全国法人会総連合

決算期別税務講習会の開催!!

3月・4月・5月の決算法人を対象に法人税及び消費税についての講習会を下記の通り開催しました。法人会で作成したテキスト『わかりやすい会社の決算・申告の実務-法人税申告へのアプローチ 平成24年度版』及び税務署資料等を使い、講師は関東信越税理士会春日部支部の先生方をお願いした。

日時・会場等

月日	時間	講習会場	
4月22日(月)	午後2時～4時	久喜総合文化会館	
4月23日(火)	午後2時～4時	岩槻本丸公民館	
4月24日(水)	午後2時～4時	春日部市民文化会館	
予定	7月22日(月)	午後2時～4時	久喜総合文化会館
	7月23日(火)	午後2時～4時	岩槻本丸公民館
	7月24日(水)	午後2時～4時	春日部市民文化会館



渡辺昭二先生(久喜会場にて)

出来太先生(岩槻会場にて)



鈴木孝明先生(春日部会場にて)

春日部税務署 高山上席調査官
(久喜会場にて)

思うがまま



「つくる」気持ちを大切に

宮代支部 テシマ設計株式会社
手島 亙

日々、住まいを主とした設計に勤しんでいます。住まいは、建築が竣工した後、その家族によって住みこなされていくうちに段々「住まい」になっていくように思います。建築そのものが出来上がっただけではまだ完成ではなく、住み手によって使われていくうちにその家族独自の風合いが出てくる住まいがよい建築ではないかと考えています。

ある空間の設計にあたっては、大体こんな風に使われるだろうと想像して計画を進めますが、時として予想もできなかったような使い方をしていただく場合があり、そんな時は特に嬉しくなります。使い方が一つに限定されるのではなく、多種多様に利用できることは、住み方の広がりがあることを意味すると思うからです。

出来上がった建築に愛着をもって、長く住んでいただくことは設計者の願いです。そのような建築をつくるには、

その過程においても「つくる」ということを大切にすることが一つの方法だと思い、そのことをいつも心がけています。既製品の組み合わせで工期を短縮するのも一つの方法ですが、素材を選定して、職人の手でつくっていく住まいは、時間や費用がかかっても、長く住むという時間軸を考慮すると価値ある選択といえるでしょう。

長く住んでいただける、その家族だけの住まいを設計することは、たやすいことではありませんが、「つくる」気持ちを大切にしてください。これからも取り組んでいこうと思っています。

つかわれた木が 育った時間よりも
長く愛される住まいをめざして

テシマ設計株式会社

代表取締役 手島 亙

〒345-0822 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原 2-2-6
TEL.0480-34-0368 FAX.0480-35-2672

公益社団法人春日部法人会
第1回定期総会 報告書

平成25年5月29日、春日部市民文化会館に於いて第1回定期総会が行われ、
 以下の議案が承認されましたのでご報告致します。

第1号議案 **平成24年度
 収支決算報告承認に関する件
 会計監査報告**

平成24年度 正味財産増減計算書

自：平成24年4月 1日
 至：平成25年3月31日
 (単位：円)

項目	当年度
I 一般正味財産増減の部	
1.経常増減の部	
(1)経常収益	
受取会費	30,083,900
事業収益	633000
受取補助金等	20,461,300
受取負担金	1,051,000
雑収益	2,059,127
【経常収益計】[A]	54,288,327
(2)経常費用	
事業費合計	49,082,693
事業費(直接経費)	26,618,290
事業費(間接費配布額)	22,464,403
管理費(法人会計)	4,988,763
【経常費用計】[B]	54,071,456
【当期経常増減額】[A-B]	216,871
2.経常外増減の部	
【経常外収益計】	0
【経常外費用計】	1
【当期経常外増減額】	△1
【当期一般正味財産増減額】	216,870
【一般正味財産期首残高】	25,601,851
【一般正味財産期末残高】	25,818,721
II指定正味財産増減の部	
受取補助金等	16,668,500
一般財産へ振替	△16,668,500
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
III正味財産期末残高	25,818,721

平成24年度貸借対照表

平成25年3月31日現在
 (単位：円)

項目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金	20,916,143	6,033,342	14,882,801
仮払金	535,659	0	535,659
前払金	75,500	418,100	△342,600
預け金	6,540	6,540	0
支部活動費前払分	0	10,921,657	△10,921,657
支部活動費前払分	0	2,437,858	△2,437,858
支部活動費前払分	0	913,012	△913,012
【流動資産合計】	21,533,842	20,730,509	803,333
2.固定資産			
(2)特定資産			
退職給付引当資産	4,340,591	4,240,591	100,000
減価償却引当資産	62,068	35,769	26,299
【特定資産合計】	4,402,659	4,276,360	126,299
(3)その他固定資産			
基本財産	5,000,000	5,000,000	0
車両運搬具	1	1	0
什器備品	201,999	228,299	△26,300
【その他固定資産合計】	5,202,000	5,228,300	△26,300
【固定資産合計】	9,604,659	9,504,660	99,999
【資産合計】	31,138,501	30,235,169	903,332
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	133,645	129,318	4,327
次年度会費前受金	33,600	19,200	14,400
預り金	811,944	174,209	637,735
【流動負債合計】	979,189	392,727	586,462
2.固定負債			
退職給付引当金	4,340,591	4,240,591	100,000
【固定負債合計】	4,340,591	4,240,591	100,000
【負債合計】	5,319,780	4,633,318	686,462
III 正味財産の部			
1.基金	0	0	0
2.指定正味財産合計	0	0	0
3.一般正味財産			
(1)代替基金	0	0	0
(2)その他一般正味財産	25,818,721	25,601,851	216,870
一般正味財産合計	25,818,721	25,601,851	216,870
(うち基本財産への充当額)	(5,000,000)	(5,000,000)	0
(うち特定資産への充当額)	(4,402,659)	(4,276,360)	(△126,299)
【正味財産合計】	25,818,721	25,601,851	216,870
【負債及び正味財産合計】	31,138,501	30,235,169	903,332

第2号議案

役員改選承認に関する件

春日部支部 (8名)

- 山崎 哲男 ㈱明治住設
- 田中 祥皓 ㈱ノアシステム
- 松田 進 STACK㈱
- 佐藤 松夫 ㈱サトウ楽器
- 田中 彦八 ㈱田中測量設計事務所
- 眞野多加史 ヘアロン工業㈱
- 林 茂男 ㈱林情報サービス
- 村田 修 ㈱ムラタ

岩槻支部 (8名)

- 河津 顕修 (宗)浄源寺
- 竹内 光男 ㈱竹内電気㈱
- 長野 晋睦 ㈱長野商店
- 山田 一徳 ㈱山田人形店
- 多ヶ谷章市 ㈱多ヶ谷商店
- 藤堂 昇 ㈱薬師
- 小暮 光康 ㈱岩槻タクシー
- 佐藤 高広 ㈱藤宮製菓

久喜支部 (5名)

- 野原 宏 野原種苗㈱
- 鈴木 逸郎 寒梅酒造㈱
- 増川 準次 ㈱ますかわ電気
- 齋藤 文次 斎藤手袋㈱
- 夢川 晋裕 (学)夢川学園

蓮田支部 (4名)

- 鯨岡 文夫 鯨岡設計㈱
- 山崎 俊雄 ㈱ヤマコー
- 富田 穂 ㈱ケーエス商会
- 田中 雪心 (宗)真浄寺

幸手支部 (4名)

- 大隈 春雄 丸金 ㈱
- 大塚 辰男 ㈱大幸興業
- 岩上 幸二 ㈱イワカミ
- 幸島 幸一 ㈱コシマ

宮代支部 (4名)

- 関永 一徳 ㈱関永測量事務所
- 秋場 清 秋場不動産㈱
- 深井 義秋 千代田冷機㈱
- 真中 章 ㈱セントラルホーム

白岡支部 (4名)

- 井上 堅一 ㈱井上工務店
- 関山 功一 ㈱ニュー白岡不動産
- 弓木 裕一 ㈱弓木電設社
- 明野 真久 昭和タクシー(㈱)

菫蒲支部 (4名)

- 平澤 道男 ㈱平澤商店
- 尾野 嘉昭 カネオ興運㈱
- 進藤 和夫 ㈱進栄電気
- 榎本 英明 ㈱榎本

栗橋支部 (4名)

- 遠藤 勝三 協立運輸㈱
- 吉田 幹男 ㈱吉田呉服店
- 番場 篤 ㈱大和興業
- 坂田 昇一 ㈱坂田測量設計事務所

鷲宮支部 (4名)

- 白石 一郎 ㈱白石建設
- 飯島 利昭 ㈱いじま
- 橋本 宏之 大東印刷 ㈱
- 上條 哲弘 ㈱上條保険事務所

杉戸支部 (4名)

- 栗田 政明 ㈱共同設計社
- 田中 昌夫 ㈱東洋
- 中川 定雄 ㈱イー・エス・ピー
- 小柳 明雄 ウム・ヴェルト㈱

庄和支部 (4名)

- 菊池 隆喜 ㈱菊池建設
- 関根 正男 関根ハウジング㈱
- 染谷 重明 ㈱染谷商事
- 田口 義明 ㈱田口土木

青年部会 (1名)

- 吉田 茂 ㈱吉田製作所 (連田)

女性部会 (1名)

- 宇津城信代 ㈱シンコーハウス (久喜)

専務理事 (0名)

以上 理事59名

監事 (3名)

- 寺門 孝彦 ㈱寺門建設情報研究所 (春日部)
- 小宮 康弘 ㈱三和商会 (岩槻)
- 青木 栄 ㈱青木自動車 (庄和)

以上 監事3名

第3号議案

役員報酬規定の変更について
公益社団法人春日部法人会役員報酬規定 第4条の変更

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人春日部法人会(以下、「本会」という。)の定款第25条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性及び透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。

なお、報酬等は、本会の役員としての職務遂行の対価に限られ、本会の使用者として受け取る財産上の利益を含まない。

(報酬の支給)

第3条 本会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員には、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ、第4条第4項に規定する退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定) ②報酬月額

第4条 本会の常勤役員の報酬総額(月例給与及び賞与)は総会で決定し、別表第1「報酬総額」に明確にする。

- 2 常勤役員の報酬額は、前項により決定された「報酬総額」の限度内で理事会において決定する。
- 3 常勤役員に対する退職手当基準は、総会で決定し、別表第2「常勤役員退職手当の算出基準」に明確にする。③を支給する際は、
- 4 常勤役員に対する退職金④前項により決定された「常勤役員退職手当の算出基準」の係数は、理事会において決定する。
- 5 退職金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了による退職又は辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除した上で、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

(公表)

第7条 本会は、当規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、公益認定を受け移行の登記の日から適用する。

(平成24年5月29日総会決議)

(平成25年5月29日総会決議・第4条一部変更)

別表第1 常勤役員の報酬総額

常勤役員の報酬総額：6,000千円

別表第2 常勤役員退職手当の算出基準

(算出数式) 報酬月額×在職年数×係数 ※係数は1.0以内とする

平成24年度 事業報告書

自：平成24年4月1日 至：平成25年3月31日

平成24年5月29日開催の第29回定期総会において、承認された事業計画に基づき実施いたしました主な事業の概況について、次のとおり報告いたします。

1.概況

平成24年度は本部、支部、部会の各部署で公益法人改革を意識し公益認定を受けるべく、公益事業活動に重点を置き活動いたしました。

平成24年10月9日に埼玉県へ公益認定申請をし、平成25年3月22日に公益認定等委員会より答申、3月25日に認定を受けました。4月1日に登記を行い「公益社団法人春日部法人会」として新たにスタートを切りました。

日本の経済は平成23年3月11日に発生した大震災より2年がたちましたがその復興は道半ばであります。政府の大胆な金融緩和策により景気の先行きに灯りが見えてきたとは言え、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況です。

その再生に向け、「地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制」、「努力したものが報われる税制」を確立すべきとの観点から、法人税率の引き下げ、事業承継税制の確立を最重要課題として提言をしております。

当春日部法人会においては地元選出代議士をはじめ管内8市町の首長に提言書を提出し、強く要望しました。(平成24年12月現在)

われわれ法人会は、創設以来、一貫して「健全な納税者の団体」「良き経営者をめざすもの団体」として企業経営と社会への貢献活動を展開しております。

「法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する経済団体である」との理念のもと公益社団法人として税制改正要望アンケートの実施や提言活動を実施し、各種研修会や講演会を一般公開して行い、また租税教育活動や「税の広報と花と緑いっぱい運動」を展開しております。

各地の産業祭等に全12支部が参加して、「税の広報と花と緑いっぱい運動」を盛り上げました。11月の「税を考える週間」では税務署長講演

会等を行い、そして租税教育活動や税の作文事業にも積極的に取り組んでおります。支部組織の充実と活動の活性化等を通して地域社会での存在感を高め、社会的地位を着実に増してきております。広く市民から受け入れられる法人会づくりを目指すとともに、「公益社団法人」として自らの公益性と透明性を高める為の一層の努力を致します。

2.総務関係

公開講演会の開催、「税の広報と花と緑いっぱい運動」の推進、埼玉県「緑のトラスト運動」への協力、租税教育の推進、e-Taxの推進などを通じ、地域社会貢献事業に積極的に取り組みました。

公益法人改革三法案が平成20年12月に施行されましたが、春日部法人会は平成24年5月の総会で公益法人移行申請決議を頂き、10月9日に申請し、平成25年3月25日に認定を受け、4月1日に公益社団法人春日部法人会としてスタートを切りました。公益法人のコンプライアンスを強化する為、各種規程等見直しを実施致しました。e-Taxの利用促進を図り平成25年3月末において役員企業利用率は90.9%で対前年比増加は5.8%となり県内15法人会中第3位となりました。

3.組織関係

(1)会員増強

各支部での会員増強運動、決算期別説明会や新設法人説明会での加入勧奨、各地産業祭等での地域社会貢献活動を兼ねたPR活動を行い、会員特別増強月間も前年同様9月～12月の4ヶ月間といたしました。

福利厚生制度提携会社 大同生命保険・AIU保険・アメリカンファミリー生命保険や管内金融機関、税理士先生方等のご協力を頂きましたが、厳しい経済環境下で法人の整理縮小・休廃業・移転等による退会数も高水準であり期末現在の会員数が4,666社に減少しました。

期首会員数	期中増加数	期中減少数	期末会員数	増減
4,741	140	215	4,666	△75

今期の会員増強運動については、平成24年12月31日現在で会員数4,657社(県下第4位)となり加入率は41.1%となりました。

(2)支部・部会について

①12支部 管内8市町におかれている各支部における研修事業及び地域社会貢献運動により「魅力ある法人会」づくりに努力いたします。

支部別期末会員数(12支部合計4,666社)

春日部支部	1,152社	岩槻支部	1,047社	久喜支部	453社	蓮田支部	388社
幸手支部	329社	宮代支部	138社	白岡支部	223社	葛蒲支部	148社
栗橋支部	166社	鷲宮支部	130社	杉戸支部	289社	庄和支部	208社

②部会としては、青年部会・女性部会があり活発に事業を展開しております。

青年部会 期末部会員数	224名	女性部会 期末部会員数	339名
-------------	------	-------------	------

4.研修関係

本年度も本部では税務当局のご協力を得て決算期別説明会、新設法人説明会、年末調整説明会などを開催。総会や賛詞交歓会では記念講演会を公開して開催しました。

また、11月には「税を考える週間」協賛行事として公開講座、春日部税務署長講演会、合唱コンサートを開催いたしました。

一方、各支部でも積極的に研修会を実施し、特に改正税法を重点的に実施しました。

5.税制関係

税制改正要望については、春日部法人会の全会員にアンケートを実施致しました。

その結果は、平成24年10月11日に行なわれた法人会全国大会「北海道大会」で採択された決議文並びに要望事項に反映されており、全法連から政府・国会及び関係省庁に、県連では県知事に、当法人会では地元選出国会議員に対し陳情を行いました。又、管内8市町(平成24

年12月現在)の首長に対し地方財政改革を強く要望いたしました。

具体的には、法人税率の引下げ、事業承継税制の確立を最重要課題として提言しました。平成25年度も税制改正アンケートを全会員に実施する予定です。

6. 広報関係

(1) 会報の発行

会報「法人春日部」	No150号(24年4月号)～No154号(25年1月号) 年間4回発行
全国法人会総連合機関誌「ほうじん」	年間4回発行「法人春日部」と同封して送付

タイムリーな税務情報や福利厚生情報の他、当法人会での各事業の予告、報告記事等積極的に取り上げるとともに、一般教養記事も増やしました。更に投稿を積極的に募集し、投稿者には半コマ分の広告を無料としております。

会報は広報誌と位置付け、商工会窓口や各種説明会、講演会等の機会を利用して会員以外にも配布しております。

(2) その他の広報活動

①各支部でも各地の産業祭等に参加し、「花と緑いっぱい運動」を展開しました。税を考える週間の街頭広報活動も兼ね、チラシ・花の種・税のマンガ本等を配布しました。

②ホームページを利用し広く社会に情報を発信しております。又、会報はホームページで既刊分も含めご覧頂けます。

<http://www17.ocn.ne.jp/~kasuhou/> 【春日部法人会で検索】

7. 厚生関係

会員の福利厚生の充実と当法人会の財政基盤の確立に資する為、厚生委員をはじめ各役員の協力と会員各位のご理解により、大同生命保険・AIU保険・アメリカンファミリー生命保険の提携3生損保の提携商品に積極的に取組みました。その還元収入は平成25年度予算に反映され、事業活動資金として会の運営に大きく寄与しております。

特に法人会ならではの制度である大型保障制度は23年度で40周年を迎え、そのキャンペーンとして「大型保障制度/役員1人1社紹介運動」を3年間積極的に行いました。県下15法人会中3部門で第1位をとり大きな成果をあげました。

24年度も引き続き「大型保障制度/役員1人1社紹介運動」を行っており3部門で第1位の成績を納め法人会の基盤作りに大きく貢献しております。

8. 青年部会・女性部会

(1) 青年部会

9月に研修会、2月に「青年の集い栗橋大会」を行いました。各支部においても青年部会としての独自の研修会等を積極的に行いました。

地域社会貢献運動「税の広報と花と緑いっぱい運動」においては、各地の産業祭等への参加事業で中心的役割を果たしました。

部会員数は埼玉県内15法人会で第一位であり活動も活発に行っております。

(2) 女性部会

5月に総会講演会、7月に健康セミナー、10月にご当地巡り(東京スカイツリー)、12月にティーコンサート、11月の「税を考える週間」公開講座への協力や地域社会貢献運動「税の広報と花と緑いっぱい運動」にも積極的に参加するとともに各支部で独自の事業を行いました。

更に埼玉県連東部ブロック(春日部、越谷、川口、西川口の4法人会)の社会貢献活動として「公開コンサート」を川口で開催いたしました。

9. 社会貢献関係

平成8年度にスタートした「税の広報と花と緑いっぱい運動」も17期目を迎え、全支部で各地の産業祭等に積極的に参加し、「税を考える週間」の街頭広報も兼ね、花の種、税のマンガ、チラシ等を配布しました。又、「税を考える週間」第7回公開講座には春日部税務署管内の税務行政協力会の協賛を頂き租税教室・税務署長の講演会やコンサートを開催し

一般市民を対象とした事業といたしました。5月の総会講演会や2月の新春講演会も従来から一般公開しており同運動をアピールしました。

埼玉県が推進している「さいたま緑のトラスト基金」の募金をいろいろな開催事業で行い、本年度の合計額は288,867円となり埼玉県に寄付を行いました。

今年度より小学校における租税教育に積極的に参加、11校で行いました。又、中学校対象の税の作文事業に参加し法人会長賞と各支部長賞を設けました。法人会長賞は個人優秀作品に、各支部長賞は支部管内の協力優秀校に対し表彰を致しました。その効果は、全国で応募数第4位となり大きく同事業に寄与しております。

平成25年度 事業計画

自：平成25年4月1日 至：平成26年3月31日

1. 概況

平成25年3月25日公益社団法人の認定を埼玉県知事より受け、4月1日付けで「公益社団法人春日部法人会」に移行しました。

これを機に法人会の原点に立ち返り、引き続き地域に開かれた団体として「税の普及」「社会貢献」をテーマに掲げ公益法人としての事業活動を一層推進して参ります。

2. 理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経済団体である。

3. 基本方針

(1) 納税意識の高揚と税務知識の普及の為の研修会、説明会などの研修活動や広報活動を推進し、税のオピニオンリーダーとして税制改正提言活動を行なう。〔公益目的事業1〕

(2) 公益法人としての地域社会との「共生」を目指し、地域社会貢献運動を積極的かつ継続的に展開し、社会への貢献に寄与する。〔公益目的事業2〕

(3) 健全な納税者団体として、又良き経営者を目指すものの団体として、会員企業はじめ管内事業者の経営に寄与すべく諸事業を効果的に継続推進する。〔公益目的事業2〕

(4) 社団本部、支部・部会は連携して公益目的事業活動を推進するとともに会員支援の為の福利厚生、会員交流事業にも留意する。〔公益目的事業・共益目的事業〕

4. 重点目標

(1) 組織の維持と充実…会員増強、支部組織・青年部会・女性部会活動の充実。

(2) 公益法人としての事業活動の充実…研修事業、税制改正提言活動、地域社会貢献活動、広報活動等を積極的に展開する。

(3) e-Taxの利用拡大に法人会の果たす役割は極めて重要との認識の下、積極的に利用拡大に取り組む。

5. 主な事業計画

(1) 総務委員会関係

①平成25年3月25日に公益社団法人の認定を受け4月1日付けで移行しました。公益社団法人春日部法人会としての体制を整える。

②支部活動の充実活性化。公益法人としての支部活動の展開。

③会費の口座振替化による徴収促進。

④e-Taxの推進

前年度に引続き普及拡大に努め、さらに次の施策を重点的に推進する。(イ)役員企業の利用率は90.9%であるがさらなる向上を目指す。また、届出書を提出した役員企業の過半数が何らかの手続きで、e-Taxを利用出来るよう研修会等の支援活動を推進する。

(ロ)会員企業の利用率60%を目指す。また、会員及び会員企業の利用率向上のため、税理士会等の他団体と協調して広報、研修事業等の諸

施策を講じる。

(2) 組織委員会関係 組織の維持と充実

① 会員数の現状維持と退会防止…会員増強運動

(イ)「会員増強特別運動月間」9月～12月とする。

(ロ) 会員の集いの開催。「役員1人1社獲得運動」の展開。

税理士会ははじめ支援団体との連携強化。

○目標会員数4,658社(平成24年12月末比+1社)

○目標加入率41.0%

② 会員相互の親睦事業の推進…地域に密着した公益性の高い活動をするとともに、会員企業に対する親睦事業の企画・運営し法人会の良さをアピールする。

③ 青年部会・女性部会活動の充実と支援

(3) 研修委員会関係 研修活動の充実

① 納税意識の向上、税知識の普及の為や、税制に対する提言活動や「税の広報と花と緑いっぱい運動」「租税教育活動」「税の作文事業」などの啓発活動を行う。〔公益目的事業1〕

② 地域企業の健全な発展に資する事業としての各種研修会と地域社会の健全な発展に資する事業として公開講演会を開催する。併せてその参加者等に緑のトラスト基金への募金活動をする。〔公益目的事業2〕

③ 地域社会貢献事業の推進。〔公益目的事業2〕

緑のトラスト運動支援活動

(4) 税制委員会関係

納税意識の高揚と税務知識の普及の為の諸活動と税のオピニオンリーダーとして税制改正への提言を行なう。〔公益目的事業1〕

① 日本経済並びに地域社会を支える中小企業は大変な厳しい状況下に置かれている。財政再建のため徹底した行財政改革の実行を求め、景気回復と事業継承税制の確立を求める。税のオピニオンリーダーとして将来にわたる国民の安心を確保するための「あるべき税制」に向けた建設的な提言に努める。

② 全会員に税制改正アンケートを実施。会員の意見を聴取、集約した上で県連・全法連へ税制改正要望として提言する。全法連大会で決議された税制改正に関する提言を地元選出代議士や管内自治体へきちんと提言し、税制改正の実現を期す。

③ 研修委員会と協調して「税制改正研修会」を公開して各支部で開催する。

④ 他の納税協力団体との協調連携。さらに「租税教育」など税の啓発活動を推進し、公益法人としての公益性を高める。

(5) 広報委員会関係 広報活動の充実

公益法人としての法人会のイメージアップ・知名度向上を図り、地域社会に対する税の啓発のための広報活動を展開する。

① 「法人春日部」の編集発行(4月・7月・11月・1月の年4回発行)魅力ある会報作りをめざし、紙面の構成・記事の充実を努力する。積極的に法人会の活動状況を掌握し会報に掲載させ、効果的な広報活動をしていくと共に一般の人々も欲する記事を掲載し読者を充実させる。

② 全法連機関誌「ほうじん」を発送。会報「法人春日部」に同封する。

③ ポスター・看板等の利用による積極的法人会イメージアップ活動の展開。

④ 投稿「想うがまま」を積極的に募集し、その会社の広告を無料で掲載する。また、一般教養記事も積極的に取扱う。

⑤ ホームページの活用と充実。

(6) 厚生委員会関係 福利厚生制度の推進

会員の為の事業の推進。

① 会員の企業防衛と本会の財政に寄与する福利厚生制度の推進。法人会の福利厚生制度を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いているが取扱い三社との連携を一層強化し収入保険料の増加を図る。

② 特に大型保障制度については、次の飛躍の為「役員1人1社紹介運動」キャンペーンを継続して展開する。

(7) 青年部会・女性部会・支部関係

部会活動の支援—青年部会・女性部会活動を積極的に支援し、両部会と三者一体の活動を通じ法人会基盤の充実と活性化に寄与する。特に「税の広報と花と緑いっぱい運動」と租税教育活動を積極的に展開する。

《青年部会》親会及び部会員加入を推進し、公益性の高い部会活動を

積極的に展開する。青年の集い「鷲宮大会」、公開講演会を予定。

《女性部会》公益性の高い部会活動を充実させ一層の活性化を図る。公開講演会、ティコンサート、研修会、ご当地巡りを予定。

《支部》12支部で公益事業を積極的に取組むと共に会員向け事業に対しても留意し、対応する。

(8) 社会貢献関係

① 公益法人として地域社会から一層の信頼を寄せられる団体であると認識し、地域社会貢献活動「税の広報と花と緑いっぱい運動」を推進する。「税のマンガ」「税のチラシ」等による税の啓発運動を引き続き積極的に実施し、地域社会への法人会活動を周知、アピールする。

② 埼玉県が推進している「緑のトラスト運動」へ協力し、緑のトラスト募金を行う。

③ 「租税教育の普及」に注力する。

イ. 春日部税務署管内租税教育推進協議会の一員として小学校での租税教室を積極的に支援する。

ロ. 中学生による税の作文事業に積極的に対応する。管内各支部の中学校に作文の提出要請、審査、表彰等。

ハ. 春日部税務署管内税務行政協力会の会員として、毎年11月に行なわれる税を考える週間行事での「公開講座」の開催に積極的に対応する。

④ 各支部、青年部会・女性部会が協力し、各支部において小学生向け租税教室に積極的に協力する。租税教育用紙芝居「カッパのいたずら」及び租税教育用ビデオを活用する。

6. 具体的な事業活動

[1] 税知識の普及を目的とする事業 [公1]

(1) 新設法人説明会

春日部税務署管内の新たに設立された全法人を対象に、春日部税務署及び関東信越税理士会春日部支部と共催する。税務上必要な申請・届け出等の手続きをはじめ、事業の開始に際しても法人税制上の留意点等についての理解を促すことを目的として、年2回延4回(3月・9月)に開催予定。

(2) 決算期別説明会

春日部税務署管内の決算期を迎えた全法人を対象に、春日部税務署及び関東信越税理士会春日部支部と共催する。税制改正事項等決算手続きを行うに当たっての留意点等を説明し、適正な法人税等の申告が行われることを目的として年延12回(4月・7月・10月・1月各3会場)開催予定。

(3) 年末調整説明会

春日部税務署管内の全法人の源泉徴収実務担当者を対象に、春日部税務署と共催する。源泉所得税に関する事務で特に年末調整についての取り扱いを研修のテーマに取り上げ、法人の実務担当者としての資質の向上を目的に年延5回開催予定。

(4) 租税教室

春日部税務署管内の小学校高学年を対象に正しい税知識の普及のため租税教室を実施する。租税教室は、春日部税務署、県税事務所、管内市町教育委員会、税理士会、本会等が構成する春日部税務署管内租税教育推進協議会で約70校を募集し、本会は各支部1校の12校での租税教室において講義の一部を担当する。

(5) 各支部での税務研修会

春日部税務署管内の各支部の全法人を対象に、様々な税のテーマを取り上げ、税の理解と知識を深めるとともに正しい知識を身につけるため、12支部において管内市町の商工会と共催で年1回開催する。

(6) 「中学生の税の作文」に対する支援事業

春日部税務署管内の中学生を対象に正しい税知識の普及のため、国税庁、全国納税貯蓄組合総連合が実施する中学校の税の作文に対する支援事業を実施する。本会は、作文の募集のために管内各学校へ訪問し、集まった作文の審査等の作業にも参加。また、優秀作品への法人会会長賞の授与、12の各支部管内の協力優秀校を対象に各支部長賞の表彰を行い、各学校よりの作品の応募に対する意欲増進に大きく貢献している。

[2] 納税意識の高揚を目的とする事業 [公1]

(1) 納税表彰式

春日部税務署と春日部税務署管内税務行政協力会七団体(公益社団

法人春日部法人会、関東信越税理士会春日部支部、埼玉県卸売酒販組合、納税貯蓄組合連合会、青色申告会連合会、春日部小売酒販組合、春日部問税会)は、国税庁が「税を考える週間」(11月11日～11月17日)と定めた期間に納税表彰式を年1回開催し、納税思想の高揚を図っている。表彰の対象者は税務行政協力会の七団体の役員のほか、租税教育関係者である。春日部税務署長より毎年10名程度の表彰が行われる。本会は協議会七団体会員数が最多の団体として主要な役割を担っている。

(2) 税を考える週間 法人会の集い「公開講演会」

毎年11月11日～11月17日までの間、国税庁が「税を考える週間」を定めている。本会においても、正しい税知識の普及のため、春日部税務署管内の全ての法人、一般の方を対象として、法人会の集い「公開講演会」を春日部税務行政協力会の協力を得て開催する。公開講演会では、春日部税務署長の講演を行うとともに、地域の方に音楽を通じて地域交流を図ることを目的にコンサートを行う予定。

(3) 「税の啓発と花と緑いっぱい運動」

正しい税知識の普及、地域のうらおいのある街づくりのため、税の啓発と花いっぱい運動を実施している。具体的には、各地域の産業祭、商工祭等に全12支部が参加して法人会のブースを設置し、税の資料、税のマンガ本、花の種を配布する。併せて、各支部役員、女性部会員、青年部会員が緑のトラスト基金への募金活動を行う。

(4) ホームページ並びに広報紙による税情報の発信

ホームページでは各種研修会、講習会、地域イベント等の開催要領を掲載するとともに、国税庁や関東信越国税局や地方自治体のホームページへのリンクを行い、適宜必要な国税・地方税等に関する情報を提供する。広報紙「法人春日部」は年4回発行、1回あたり5,500部発行し、春日部税務署提供の国税に関する情報、改正事項、全法連提供の一般教養記事、当会の事業の報告、予告記事等公益活動を意識した内容にして、当会管内の商工会窓口や市民活動センターなどの公共施設などに置く。

[3] 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業 [公1]

(1) 税制改正の提言と関係機関への提言書の提出

公益財団法人全国法人会総連合会においては、毎年全国の中小企業の租税負担の軽減と合理・簡業化及び適正公平な税制・税務に関する提言を行うため、全国各法人会会員から税制に関する意見要望を取りまとめ、税制改正の提言を決議し、全国大会で発表した後、関係機関等に対し要望活動を行う。当会においても会員からのアンケート調査により、税制に関する意見要望を取りまとめ、社団法人埼玉県法人会連合会、公益財団法人全国法人会総連合会に上申する。なお、全国大会で決議された要望事項を有効なものとするため、国レベル、県レベル、単位会レベルでそれぞれ関係機関等に対し要望活動を行う。当会においても、地元選出の国会議員や管内6市・2町の市長、町長へ陳情活動を実施する。

[4] 地域企業の健全な発展に資する事業 [公2]

(1) 法人会実践セミナー

春日部税務署管内の全法人を対象に、中堅社員向けの指導教育を行い、早期人材育成の一助を行なう目的で毎年2回実施する。講師は、中小企業人材育成に専門的知識を有している講師に依頼。他の講師派遣を要とする者の報酬金額と比べて低廉な料金設定とする。

[5] 地域社会の健全な発展に貢献する事業 [公2]

(1) 公開講演会

本部主催事業としては、地域社会貢献活動の一環として、経営者として知識・見識を深めることを目的に、政治、経済、経営、危機管理、健康等をテーマとした公開講演会を年2回開催する。2月新春講演会、5月総会講演会である。それぞれのテーマで専門的知識を有する講師に依頼しているが、全て無料一般公開講演会とする。支部組織は12支部に分かれており、地域に根ざした法人会活動事業として公開講演会の実施を予定する。青年部会・女性部会についても、講演会は本部・支部と同様に公開しており、青年部会1回、女性部会2回行う予定。

(2) 緑のトラスト基金への募金

埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を県民共有の財産として永く保存するという主旨に賛同し、総会、賀詞交歓会、講演会や各地産業祭での税の啓発と「花と緑いっぱい運動」の機会をとらえの緑のトラスト基

金への募金活動を行う。

(3) 地域イベントへの参加

地域と人との繋がりを大切に地域であり、祭礼などの地域イベントに積極的に関わっていきたいとの意識を強く持っている。そこで、地域イベントを盛り上げ、地域活性化のため、本会役員、会員が実行委員等として地域イベントに参加するほか、協賛団体として事業に参加して協賛金を支払う。

[6] その他の事業(相互扶助等事業)について [他1]

会組織の充実を図ること及び全国各地の法人会との連携強化を図る事業、会員支援のための親睦・交流等に関する事業。

事業の概要

本事業は、全国各地の法人会との連携強化及び会員支援の為の親睦・交流を目的として、会員間の情報交換や会員相互の親睦を行う他、会員のみを限定した研修会及び講演会等の事業を行う。

- ① 視察研修会(日帰り)(各支部主催で年1回実施)
- ② 視察研修会(1泊2日)(一部の支部が主催で年1回実施)
- ③ 支部役員会
- ④ 会員親睦ゴルフ大会(組織委員会主催で年1回実施)
- ⑤ 会員親睦ボウリング大会(岩槻支部主催で年1回実施)
- ⑥ 表彰事業(会員増強運動功労者表彰)
- ⑦ 金融機関との懇親会(各支部主催で会員増強運動に対し、各金融機関に支援を依頼する)
- ⑧ 各支部厚生委員会(法人会福利厚生事業の役員1人1社紹介運動を実施しているが、各支部で役員会を開催し、運動の推進を図る。)

平成25年度収支予算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位:円)

項目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 經常増減の部			
(1) 經常収益			
受取会費	28,700,000	29,700,000	△ 1,000,000
事業収益	250,000	250,000	0
受取補助金等	20,324,400	19,200,204	1,124,196
受取負担金	580,000	598,000	△ 18,000
雑収益	650,000	1,700,000	△ 1,050,000
【經常収益計】 [A]	50,504,400	51,448,204	△ 943,804
(2) 經常費用			
事業費	45,801,884	50,085,086	△ 4,283,202
(直接経費)	26,718,650	28,832,350	△ 2,113,700
(間接費配布額)	19,083,234	21,252,736	△ 2,169,502
管理費(法人会計)	4,959,411	5,043,061	△ 83,650
【經常費用計】 [B]	50,761,295	55,128,147	△ 4,366,852
当期經常増減額 [A-B]	△ 256,895	△ 3,679,943	3,423,048
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
	0	0	0
(2) 經常外費用			
	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
税引前一般正味財産増減額	△ 256,895	△ 3,679,943	3,423,048
法人税・住民税	0	70,000	△ 70,000
当期一般正味財産増減額	△ 256,895	△ 3,679,943	3,493,048
一般正味財産期首残高	25,818,721	25,601,851	216,870
一般正味財産期末残高	25,561,826	21,921,908	3,709,918
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	17,340,500	16,668,407	672,093
一般財産へ振替	△ 17,340,500	△ 16,668,407	△ 672,093
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	25,561,826	21,851,908	3,709,918

平成24年度中学生の「税についての作文」受賞作

公益社団法人春日部法人会では、租税教育を推進するため、納税協力団体と連携を図り、税の意義や役割を正しく理解していただく事を目的とした啓蒙活動を実施しております。

推進活動の一環として、納税貯蓄組合連合会と国税庁が主催する中学生の「税についての作文」事業にも支援しております。

今回は、平成24年度中学生の「税についての作文」全国納税貯蓄組合連合会長賞受賞作をご紹介します。



全国納税貯蓄組合連合会長賞

税の力に感謝して

春日部市立 谷原中学校 3年1組 藤村 真帆さん

一年前の夏、父が工作中に屋根から落ち、意識がとんでしまうほどの大重傷を負った事故があった。父は幸い、近所にいた人が救急車を呼んでくれて、死には至らずにすんだ。そして病院に運ばれた後「手足が動かなくなるかもしれない」と言われていた難しい手術も最高にいい形で終えることができた。

私は救急車も手術も全て税金が使われることを知り、こんなにも人を喜ばせてくれる税金は本当に素晴らしいものだと感じた。だが元気になった今、父は私にこう言った。「もしあそこで救急車がすぐに来なかったら、お父さんは助からなかったかもしれない。」と。そこで私は何年か前のニュースを思い出した。それは、たかがちょっとしたことだけのために救急車を呼び、本当の重傷者が犠牲となってしまったというものだ。私はそれを見て愕然としていた記憶がある。今となっては「父が同じような犠牲者となってしまっていたら」と思うと、気持ちが落ち着かない。

税金は、人々の生命、身体、財産を守るための仕事をしていると資料で読んだ。しかし、助けられるはずの命を助けられない状態では、税金はとても意味がなく、無駄遣いしているように思えてならない。一人一人がお互いを思い、遣っていくことができれば、これほど人々を助け、役立つものはないだろう。

現在日本は、近年起きた震災の復興に向けて駒を進め

ているが、そのためにも多くの税金が遣われている。そして、再来年からは増税が実行されようとしている。「増税」という言葉を聞くと、ほとんどの人が批判的なことを言う。私も少し前までは同じ意見だった。しかし、よく考えてみると、そう思うことが不思議に感じてくる。自分たちが納めているお金は国のため、傷ついてしまった同じ仲間のため、国民の安全のため、過ごしやすい環境にするため―。これらは全て、自分たちのためではないか。私たちの仲間が苦しんでいるのにこのままでどうする。こんなとき、私たちが一番協力できる手段は、納税なのではないか。きっと増税に反対する人は、自分の払うお金が多くなり、負担が生じるという極単純な思いから抵抗を感じているのだろう。「税金をかけているのはどんな事柄なのか」そのことをしっかり考え、国のため、仲間のために納税することはとても大切なことだと感じる。

私たちは“今”を生きることができている。しかし“今”を生きることができるのは、今まで税金を納めてきてくれた方々のおかげである。私たちはいつでも税金によって支えられている。そして税金は、人々を幸せに導くことができる素晴らしい力だということも学んだ。私も将来、そんな税金に感謝し、国を守るために納税し、日本国民の一人として、社会に貢献していきたいと強く思う。

平成 25 年度 中学生の「税についての作文」募集要項**1 テーマ**

テーマは自由です。

内容が税に関するものであれば、どのような作文でも応募できます。

例えば・・・

- 税のしくみや使われ方などについて、家庭や日常生活で学んだことの体験談や見聞したことを表現したもの
- 税の申告や納付のこと、税のはたらきについて、学校の授業やその他の機会に学んだこと感想

2 応募資格

中学生

3 応募用紙の規格

原稿用紙（400字詰め）3枚、1,200字以内（題名を含む。字数制限厳守）

- 作文のはじめに、中学校名・学年・氏名（ふりがな）・性別・題名を記入してください。

4 提出先

所属の中学校へ提出してください（応募された作品はお返しできません。）

5 締切り

平成 25 年 9 月上旬（各中学校に確認してください。）

6 表彰

入選した作品には、賞状と副賞が贈呈されます。

- 個人に対する表彰
全国納税貯蓄組合連合会優秀賞、春日部税務署長賞、春日部税務署管内納税貯蓄組合連合会優秀賞、春日部法人会会長賞、関東信越税理士会春日部支部支部長賞ほか
- 学校に対する表彰
春日部法人会支部長賞

7 入選作品の発表

入選作品の発表は、平成 25 年 11 月上旬の予定です。

入選者には、学校を通じて連絡がされます。

また、入選作品のうち上位の作品については、法人会会報誌、全国納税貯蓄組合連合会が発行している「税の作品集」、「税のしるべ」及び国税庁等のホームページ等で紹介し、税の広報に活用させていただきます。

個人情報について

応募に関する個人情報については、表彰のための連絡及び発表以外には使用いたしません。

～中学生の皆さんからのご応募をお待ちしています～

支部だより

春日部支部

春日部法人の集い 会員会議
H25年6月19日(水) 支部長あいさつ



青年部会 会員の集い
H25年6月12日(水)

古利根川再生プロジェクト協賛
プランター設置
H25年5月16日(木)
西武百貨店裏古利根川沿い



公開税務研修会
春日部税務署 高山上席調査官
「25年度税制改正のあらまし」
H25年6月19日(水)



うどんまつり 羽子つき大会
H25年4月3日(水)



粕壁エイサーまつり
H25年6月2日(日)



ジャズデイかすかべ
H25年4月20日(土)
於:中央第4公園

岩槻支部

岩槻法人の集い
会員会議
H25年6月11日(火)



公開講演会
H25年6月11日(火)
市民会館いわつき大ホール
桑田真澄氏「試験が人を磨く」

岩槻ボウリング大会
H25年3月29日(金)



蓮田支部

一泊研修会
H25年3月4日(木)
~5日(金)
茨城県北茨城市他



久喜支部

久喜法人の集い
会員会議
H25年5月24日(金)



商工祭 さくら祭り
H25年4月6日(土)
「花と緑いっぱい運動」実施
元荒川河川敷公園



蓮田法人の集い 会員会議
左・鯨岡新支部長 右・岩崎前支部長
H25年5月17日(金)

栗橋支部

栗橋法人の集い
会員会議
H25年6月16日(日)



支部だより

白岡支部

白岡法人の集い
会員会議
H25年6月22日(水)



①税務研修会



②芸能の夕べ

幸手支部

幸手法人の集い 会員会議
H25年5月23日(木) 支部長あいさつ



公開講演会
H24年5月23日(木)
今野聖子先生
「心と体をリフレッシュ!
健康づくりはしあわせづくり」



庄和支部

庄和法人の集い
会員会議
H25年5月17日(金)



宮代支部

宮代法人の集い
会員会議
H25年5月20日(月)



菖蒲支部

菖蒲法人の集い
会員会議
H25年6月22日(水)



杉戸支部

杉戸法人の集い
会員会議
H25年6月22日(水)



税とお金の教育事業 親子マネー講座

「国語・算数・理科・お金」

お金を通して社会を学ぼう!!
— 親子で学ぶ「お金の話」—

◎このセミナーは無料です。また募集対象は小学校4～6年生です。
主 催：公益社団法人 春日部法人会 春日部支部
共 催：ふれあいキューブ指定管理者 埼玉ふれあい拠点運営共同事業体
後 援：春日部市教育委員会

申し込み・問合せ先／公益社団法人 春日部法人会 春日部支部 事務局 (電話 048-763-1555)



第1回



①「おこづかい会議をひらこう」

②税金クイズ「クイズだせい」

豪華賞品(1等(1万円相当)～5等)あり!

7月21日(日) 開会13:00 受付 12:30～

会場：ふれあいキューブ(春日部駅西口)

第2回 10月19日(土) 予定 第3回 2月9日(日) 予定

天然ウナギの 謎を解明

低価格、
安定供給実現へ

産経新聞科学部記者
伊藤壽一郎



日本最古の和歌集である万葉集でも「夏やせ対策に食べるといい」と詠まれるなど、古くから体力回復に効果抜群と親しまれてきた「ウナギ」が危機に瀕しています。稚魚の漁獲量の大幅減少で、価格が高騰して庶民から縁遠くなっただけでなく、今年2月に環境省のレッドリストで絶滅危惧種に指定されたほど。もうウナギは食べられなくなってしまうのでしょうか。いやご安心を。実は絶滅回避につながる大発見があったのです。

マリンスノーが餌だった

世界的ウナギ博士と呼ばれている塚本勝巳・東京大学大気海洋研究所教授らの研究チームは昨年末、「体内の窒素同位体を分析した結果、天然ウナギの幼生はマリンスノーを餌としていることを突き止めた」と発表しました。ちょっと聞いただけではたいしたことではなさそうに感じるかもしれませんが、実際は非常に重要な研究成果でした。

ウナギは北西太平洋のマリアナ諸島沖で産卵し、孵化すると柳の葉のような体形の幼生、レプトセファルスになります。北赤道海流と黒潮に乗って北上しながら稚魚のシラスウナギに変態し、日本の河川で成魚に。成熟すると再び海に降りて、マリアナ沖の産卵場へ向かいます。

現在、国内外で行われているウナギ養殖は、稚魚を沿岸で捉えて成長させる「畜養」です。ところが、稚魚は不漁が続いており、採捕量は昭和38年の232tをピークに下落の一途。昨年は過去最低の9tまで落ち込みました。この影響で

稚魚の卸価格は10年前に比べて十数倍の1kg200万円以上にも高騰しています。庶民から縁遠くなって当たり前ですね。

切れた輪がつながる

この状況を解決するために、養鰻場で卵から人工孵化させた幼生を稚魚、成魚と育て、また採卵して人工孵化させるサイクルを繰り返す「完全養殖」の実現が急務となっています。

完全養殖は、クロマグロなどではすでに確立している技術です。けれどウナギの場合は、成熟した成魚から採卵して人工孵化させる技術も、稚魚を育てるノウハウも確立しているのに実現していません。

それは、幼生が自然界で何を食べているのか分からず、育てられなかったからです。塚本教授によると、暫定的にアブラツノザメの卵などを与えてみたけれど、1か月で9割が死んでしまったそうです。

そのため、幼生の餌が判明すれば、これまで切れていた完全養殖サイクルの輪がつながり、天然資源に一切頼らないウナギ養殖の実現に一歩近づけます。ウナギの安定供給や低価格化にもつながるでしょう。

解決すべき課題も

さて、マリンスノーとは、海中をゆらゆらと舞って雪のように見えることから名付けられた白っぽい物質で、その正体は動物プランクトンや植物プランクトンの死骸です。

けれど、これを幼生が食べると分かったところで、いちいち北赤道海流や黒潮からマリンスノーを採取してくるわけにはいきません。大変なコストがかかります。

塚本教授は今後の課題として「マリンスノーを構成する成分や粒の大きさ、状態などを詳細に分析して、最適かつ実用的な養殖用の餌を模索していくことが必要です」と話しています。

また、これまで餌が分からない状態だったため、幼生の成育に適した環境がどういふものかも不明で、塚本教授も「まだやることはたくさんありますよ」と笑います。それでも、この研究成果が日本のウナギ食文化を守る上で、大きな一歩となったことは間違いありません。

【筆者紹介】伊藤壽一郎(いとうじゅいちろう)

東京都生まれ。学習院大学卒業後、産経新聞社に入社し、文化部、經濟部、社会部などを経て2002年から科学部。現在は文部科学省の科学技術部門を担当し、原子力から地震、宇宙、物理、化学、生物、ITまで、幅広い分野を取材対象としている。著書に「生きもの異変 温暖化の足音」(共著、扶桑社刊)、「新ライバル物語 闘いが生む現代の伝説」(共著、柏書房)などがある。

I 大同生命保険株式会社

埼玉支社 春日部営業所 TEL.048-734-3371 FAX.048-739-1156

法人会経営者大型総合保障制度Jタイプ ありがとう記念クイズ 実施中

大型保障制度「Jタイプ」は、会員企業の経営者、従業員の皆様が「がん・急性心筋梗塞・脳卒中」に罹患され所定の状態になられた場合に保険金をお支払いする事により、企業をサポートする制度です。制度取扱開始以来、多くの会員企業に導入いただき、おかげ様で3周年を迎えました。この度、感謝の想いを込めて、抽選で500名様に「沢屋特製さくらんぼジャム」が当たるプレゼントクイズキャンペーンを実施中です。

詳細は弊社担当推進員までお問い合わせください。(応募締切:2013年7月31日)

II AIU損害保険株式会社

埼玉支店 TEL.048-650-7670 FAX.048-648-5844

火災保険&震災保険のご案内(法人会会員専用)

多大な地震災害に対する備えは万全ですか?

AIU地震対策プランの特長

- ① 法人会会員のための簡易料率!
- ② 商工物件にも地震保険が付保できる!
- ③ 専門家による建物・設備・機械の評価サービスがご利用になれます!

火災保険の見直しのチェックポイント!

以下の一つでも該当したら推進員に相談を!

- ここ5年間、保険金額の見直しをした事がない
- 機械、什器・備品は薄価で付けている
- 更改の際、保険の内容・新商品の説明を受けた事がない、地震の保障が気になる
- 増改築したが、面積・構造・保険金額を見直していない
- 会社の事業が変わったが、保険は昔のままで付けている
- 金融機関に言われたまま付けている

III アメリカンファミリー生命保険会社

埼玉総合支社 TEL.048-645-0861 FAX.048-645-1380

がん治療と仕事の両立

内閣府が今年1月に行った「がん対策に関する世論調査」で、「がん治療・検査と仕事の両立は困難」と考えている人が「両立は可能」と考えている人を大きく上回る結果が出ました。

調査対象は全国の成人男女3,000人で1,883人が答えています。その結果、「両立は困難」と答えた人が68.9%、「両立は可能」と答えたのは26.1%でした。働き盛りの20~40では、「両立は困難」と答えた人は17.5%という結果でした。また、がん検診を受診している人は20~30%と低い状

態です。

今は、日本人の2人に1人ががんになると言われている時代です。働く世代、子育て世代こそ、がん検診を受け、もしがんになってしまった時の備えを今からしておきましょう。それが、自分だけでなく、家族や会社を守ることにつながります。





色々あるから総合保障。

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。
まさに色々です。
だからこそ安心も色々必要です。
重責を担う経営者を守る、
※
幅広い保障を
ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書(契約概要)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。



法人会会員のみなさまに
**経営者
大型総合保障制度**
企業保障プラン **総合型V**
(大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険)



埼玉支社/さいたま市大宮区吉敷町1-23-1
TEL 048-641-0307



埼玉支店/埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16
(シーノ大宮ノースウイング13F) TEL 048-650-7610

- ◎この資料は平成25年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- ◎この広告には、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-24-1039(平成25年2月25日)